

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

大分県知事 殿

①

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所②		(届出対象特定工事の名称)	
届出対象特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類③	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 _____ (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間④	自	年	月 日
	至	年	月 日
特定建築材料の種類	※整理番号		
	※受理年月日		
	※審査結果		
	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要⑤	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階建） その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除 去・囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置 ⑥	機 種 ・ 型 式 ・ 設 置 数	
	排気能力(m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

<記入上の注意>

- ① 作業を届け出る者は、作業工程を管理している「工事」の施行者ではなく、工事の発注者または請負契約によらないで自ら施工する者である。
また、届出者が法人である場合、届出名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、代表者の委任状を添付すること等により、当該作業を行う事業所の長等、作業基準の遵守義務等の履行責任を担うことができる者が行って差し支えない。
個人の場合は、氏名又は名称及び代表者の氏名を記入し、押印すること。法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入し、社印及び代表社印を押印すること。
- ② 届出対象特定工事を実施する場所（特定建築材料が使用されている建物の設置場所）を記載すること。
- ③ いずれの作業に該当するか、項目をマルで囲むこと。
- ④ 特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。具体的には、除去に先立ち、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指す。
また、囲い込み、封じ込め作業にあつては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始の日がこれにあたる。
- ⑤ 耐火建築物または準耐火建築物のいずれか該当する項目をマルで囲み、延べ面積（作業の対象となる建築物の各階の床面積の総計であり、建築基準法における「延べ面積」）を記載すること。
- ⑥ 集じん・排気装置について、詳細に記載すること。フィルタとは、日本工業規格（JIS）Z 8122で規定されるHEPAフィルタか、またはこれと同等以上の性能を有するものである。
常時負圧を保つことができる排気風量とは、目安として15分に1回以上の施行区画内容積の空気置換ができる風量であり、これ以上の能力をもつ排気装置を設置することが必要である。

<添付書類>

備考1等の規定により、次の図面を添付する。なお、必要な事項が記載されていれば、一つの図面としても差し支えない。また、労働安全衛生法に基づく添付書類の写しを、大気汚染防止法に基づく書類に代用することができる。

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況
- ・ 特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入する）
- ・ 作業上の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入すること）